

独立行政法人福祉医療機構業務方法書 新旧対照表（改正部分のみ）

新	旧
<p>第8章 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 （貸付金の限度額）</p> <p>第47条 貸付金の額は、第44条第1項に規定する者が厚生労働大臣又は都道府県知事の裁定に基づいて支給を受けることができる年金の額（税額に相当する額を除く。）に0.8を乗じて得た額の範囲内の額とし、1人につき200万円を限度とする。</p> <p>2 貸付金の額は、第44条第2項に規定する者が労働基準監督署長の裁定に基づいて支給を受けることのできる年金の額に0.8を乗じて得た額の範囲内の額とし、1人につき200万円を限度とする。</p> <p><u>附 則（平成26年●月●日厚生労働大臣認可）</u> <u>この業務方法書の一部変更は、平成26年12月1日から施行し、同日以降の借入申込に係る貸付けから適用する。</u></p>	<p>第8章 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業 （貸付金の限度額）</p> <p>第47条 貸付金の額は、第44条第1項に規定する者が厚生労働大臣又は都道府県知事の裁定に基づいて支給を受けることができる年金の額（税額に相当する額を除く。）の範囲内の額とし、1人につき250万円を限度とする。</p> <p>2 貸付金の額は、第44条第2項に規定する者が労働基準監督署長の裁定に基づいて支給を受けることのできる年金の額の範囲内の額とし、1人につき250万円を限度とする。</p>